# アトキンソンの失業保険論における産業進歩の可能性

天 池 洋 介

# 要旨

アトキンソンはイギリスにおける失業保険削減と所得の不平等化に対して、制度的要因を分析することでその原因と内在的な必然性を考察した。労働市場の2部門モデルでは、失業保険給付が「よい仕事」への雇用補助金となり、「よくない仕事」からの労働移動を促進することで、賃金と生産性の累積的上昇過程の形成が検討できる。そのためアトキンソンの失業保険制度は、ウェッブなどの産業進歩論の系列に位置づけることが可能である。

キーワード:アトキンソン、失業保険、産業進歩、経済効率、福祉国家

## 序論

アトキンソンは不平等の問題を取り扱う経済学者として有名である。最晩年に執筆された著書・Atkinson (2015) のタイトル『21世紀の不平等』にも象徴的に表れているように、生涯に渡って一貫して不平等の問題を追求し、学術的に論争し、政策提言もしている。特に統計を駆使して行われる、不平等の歴史的、実証的な分析は広く知られている。

共同研究者であるピケティはアトキンソンのことを、経済学者の中でも独特の位置を占めると評している。その独特の位置とは、経済学の主流トレンドに刃向かって、不平等の問題を研究し、経済学が社会道徳科学だということを実証したことによる。そして主流派や、あるいは現在のトレンドとは別のやり方が存在すること、そして社会進歩と平等への戦いが正当性を回復しなければならないことを論じてきたことによる(ピケティ 2015)。

本論ではピケティの指摘する社会進歩の観点から、アトキンソンの失業保険論に焦点を当てる。アトキンソンは Atkinson(1995, 1999)で失業保険について経済モデルを構築して理論的に分析しているが、その中には社会保障制度が社会的厚生の向上だけではなく、経済の効率化にも寄与するという、主流派の経済学とは異なる見解がかなり色濃く見られる。本論では、このような社会保障制度による経済の効率化について、Webb(1897)の産業進歩論を再定義し、拡張

する形で適用し、アトキンソンの失業保険論を産業進歩の観点から考察する.

ところでアトキンソンの失業保険論については、丸谷(2001)の先行研究が存在する。丸谷は福祉国家を論ずるにあたって、福祉国家に対する批判を2点に分けて検討している。第一の批判は新自由主義によるもので、福祉国家は競争による効率的な資源配分を妨げ、経済効果に負の影響を与えるというものである。第二の批判は福祉社会論や福祉多元論といった福祉国家論の内部からのもので、福祉の供給主体は国家だけではなく、市場、ボランティア組織、血縁的つながりなど多様であり、福祉国家の縮小は必ずしも社会福祉の縮小を意味せず、多様化するニーズに対応するために福祉国家も変容するというものである。

いずれも福祉国家における政府の失敗に対する批判であり、福祉国家の縮小を肯定するものであるが、果たして福祉国家や政府による介入は本当に非効率的で、経済成長を妨げるものなのであろうか。この問いに対して経済学によって正面から答えたのがアトキンソンである。丸谷はAtkinson(1995, 1999)から、アトキンソンの福祉国家分析、中でも詳細に展開されている失業保険の分析を取り上げ、アトキンソンが構想した完全競争の均衡モデルに制度的特徴を導入することで、従来の経済学とは逆の結論、失業保険の給付水準引き上げは、雇用水準に対して正の効果を有することを確認し、強化している。

しかしアトキンソンの理論的射程は、失業保険による雇用の拡大効果を論じるだけに留まらない。アトキンソンは失業保険による社会進歩、「『よい仕事』から『よくない仕事』へのシフト」を考察し、失業保険制度による社会改革の可能性を提起しようとしているのである(Atkinson 1995)。そのために制度的要因の効果の分析について不必要に煩雑化させているとして丸谷が批判し、そこに積極的な意義を見出さなかった、労働市場の2部門モデルを検討する必要がある。この労働市場の2部門モデルは、失業保険の導入による労働市場の再組織化の可能性を考察することを目的としており、それは劣悪な労働条件である第2セクターへの圧力や、あるいは労働条件の改善を描き出すものである。まさに産業進歩を論じたものだといえるだろう。

本論の構成であるが、まず第一章では、ウェッブやレーン・メイドナー・モデルから、産業進 歩論の定義を行い、アトキンソンの失業保険論への適用可能性を考察する。次に第二章では、ア トキンソンの問題意識の背景にある、福祉国家の縮小や失業保険の削減の傾向と、それに対する アトキンソンの原因の分析や、各種の反論を概観する。第三章では労働市場の2部門モデルを検 討し、そこに内在する産業進歩論を浮き彫りにし、体系化を試みる。

# 1 産業進歩の概念と系譜

### 1-1 ウェッブの産業進歩論

Webb (1897) は労働者の生活水準を向上するために、苦汗産業をレントの観点から分析した. 劣悪な労働条件が蔓延する産業である苦汗産業では、労働の正常な再生産費を産業が負担することなく、家計などに負担させることによって低賃金での雇用を実現している。これにより産業の 発達を実現している優良企業の成長を阻害し、国民的効率を引き下げ、低賃金の経済性による退行が生じる。そのため労働組合が主導する最低限の標準賃金率、標準労働時間、衛生安全基準であるコモン・ルールの導入が必要となる。

コモン・ルールの導入によって価格のみで判断していた雇主の選択基準が大きく変化し、労働者の質を基準とした採用となる。雇主は相応の高い賃金の支払いを強いられるために、生産性の高い優れた労働者を雇用するようにインセンティブが働き、一方で労働者も職をめぐる競争に際して賃金の安さではなく、自己の生産性を引き上げるインセンティブを持つようになるのである。また、自由競争下では雇主間の競争は労働条件の引き下げによって行われるが、コモン・ルールを導入することによって労働条件を引き下げることができなくなり、代わりに質の高い労働者を雇用するため、資本設備を改良するインセンティブが働く。

このように生産性の高い労働者を得て、資本設備を改良した優良企業が高利潤を得て累積的に発展し、更なるコモン・ルールの改定による賃金水準の上昇を実現するのに対して、劣等企業では労働者を雇い入れることもままならず、高水準の賃金の支払いに苦しみ、資本設備の改良もできないまま利潤を上げることができずに、市場競争に破れて淘汰される。つまりコモン・ルールによって、市場競争は労働条件の引き下げではなく、労働条件の引き上げと資本設備の改良によって競争するよう、そのルールが変容するのである。それはつまりコモン・ルールによって優良企業にレントを発生させ、労働条件を引き上げるインセンティブをもって累積的に成長し、劣等企業を市場競争によって淘汰する経済モデルである。

## 1-2 ウェッブの限界と失業

ウェッブはこのコモン・ルールを労働組合による地域的、産業的なものから、立法による全国的、全産業的な最低労働条件規制として発展、構想し、ナショナル・ミニマムと呼称した。苦汗産業の当事者が労働組合に結集し、自発的にコモン・ルールを形成することが難しいと判断したため、優良産業を優遇し、苦汗産業のような劣等産業を淘汰するためである。ナショナル・ミニマムは工場法を発展させる形で構想され、その規制は工場法にあった労働時間、衛生条件に加えて、教育、賃金も規制することとされた。しかしそこには失業保障は含まれていなかった(江里口 2008)。

ウェッブの産業進歩論は優良企業,優良労働者による進歩に焦点が当てられているが、もう一方の淘汰された劣等企業と劣等労働者の分析が弱い.劣等企業には優良企業と比較して質的に劣る労働者が雇用されており、淘汰されることで失職する.また、職をめぐる競争で優良企業に職を得ることのできなかった失業者も失業している.

ウェッブは劣等企業が退出した後の需要は優良企業が新たに設備投資をしたり稼働率を引き上げることで生産を賄い、その分の労働力を吸収すると考えているが、労働移動の間には必ず失業期間が存在する。ウェッブは職業紹介所の整備によって、労働移動を促進することを構想していたが、失業に対する認識は資本主義社会における必然としてではなく、予防されるべき社会的害

悪であり、避けられるべきものとして考えていた。その背景には、ウェッブが失業を倫理観の欠如としてみなし、失業保険は失業を予防しないがために不適切であると考えていたことがある。 しかし、資本主義社会における失業は倫理観の欠如によって発生するものではない。

Marx & Engels (1962) は、資本主義的生産様式においては機械の導入によって労働力需要が低下し、雇用されない相対的過剰人口が形成され、それが産業予備軍として労働力のプールとなることを示した。労働需要は資本によって形成されるが、労働供給も同じく資本の機械導入による相対的過剰人口の創出によって形成されており、資本主義社会において相対的過剰人口である失業の形成は必然であり、個々の労働者の意思とは関係なく失業が発生することを明らかにした。

Engels (1883) は、労働者間の競争によって賃金が引き下げられるのに加えて、産業予備軍である失業者は競争によってさらに賃金を引き下げる錘として機能すると述べている。これは労働者はその商品である労働力を日々売ることなしには生活できない、つまり Marshall (1920)が述べているように、労働力は保蔵することができないため、仮に価格が低く、生活水準を維持するだけの賃金を得られなかったとしても、労働に従事して不十分な賃金に甘んじなければならない不完全就業状態が生じるからである。そこでは労働力商品は保蔵ができないために供給過剰となり、その結果として価格メカニズムに基づいて価格が下落するという、労働市場における賃金の下方発散の不安定性が存在する。

しかし労働力の保蔵を可能にし、失業者の所得水準を上げることができれば、失業者は労働者との競争に参入する錘とはならずに、賃金水準を引き下げることはないのではないだろうか。Demaziere & Pignoni (1998) はフランスにおいて失業者は無用な存在であり、労働者の賃金を引き下げ、求職活動以外の行動を許容されず、個々バラバラにいることを強いられる存在であったが、失業者の運動を構築することで、労働者との連帯を構築し、政治的要求を討議する代表権を持つ権利主体へと変貌する様子を描いている。その過程で政治的代表性を確立することにより失業保障制度による所得水準を引き上げ、失業者と労働者の連帯が可能であることを示唆している。また、都留 (2003) はフランスの失業者運動によって、失業者の雇用の権利が低賃金やパートタイム、不安定雇用などの不適切な雇用を拒否する権利であり、それは雇用を待機でき、尊厳ある生活を送ることができる所得の権利として定立されたことを紹介している。ここにおいては失業保険制度は職につくことを忌避する否定的な要因ではなく、不適切な職を主体的に淘汰する積極的な制度として位置づけられている。

### 1-3 産業進歩の定義

この失業保険制度に、ウェッブが最低賃金において見出したような産業進歩の機能を同じく見出そうというのが本論の目的である。そのためにはまず、産業進歩とは何であるのかを考察しなければならない。

ウェッブの文脈で産業進歩を論じ、発展させた論考は多くはないが、江里口(2010)は産業進

歩を19世紀後半のイギリスにおいてウェッブが分析した枠組みから、20世紀中葉のスウェーデンにおいて展開された経済政策に適用し、分析している。その経済政策は2名の考案者の名前からレーン・メイドナー・モデルと呼ばれているもので、第二次世界対戦後におけるスウェーデンの経済政策の根幹をなした。

レーン・メイドナー・モデルは主に、高い組織率を誇る労働組合による連帯主義的賃金政策と、社民党政権主導の福祉国家政策の一翼を担う労働市場庁による積極的労働市場政策の、2つの政策のリンケージによって形成される政策である(宮本 1999、字仁 2009)。連帯主義的賃金政策は労使の中央団体による中央集権的な団体交渉によって賃金を決定する際に、企業間、産業間の賃金格差を縮小するように労働組合から働きかける政策である。賃金格差が縮小することによって、生産性の高い産業は比較的低賃金で労働者を雇用することができて、賃金コストが縮小した分だけ利潤が拡大し、投資を増やし、更に生産性を拡大することが可能になる。一方で生産性の低い産業は比較的高賃金で労働者を雇用することになるため、賃金コストが増大し、利潤を圧迫して市場から淘汰されることになる。

しかし、そうなると低生産性産業で就業していた労働者の失業が問題になる。そこで求められるのが、失業者に対する職業訓練を提供する、積極的労働市場政策である。低生産性産業から生じた失業者に職業訓練を行い、設備投資をして労働需要が旺盛な高生産性産業に労働力を供給するのである。これによって、高生産性産業はスムーズに生産を拡大することが可能になり、ますます生産性を向上させる。

このようなレーン・メイドナー・モデルに対して江里口は、企業間競争によって価格低下を促し、劣等企業の淘汰によって産業効率の上昇をもたらすのは、マーシャル経済学と同一の視座であるとしながら、低賃金の放置を劣等産業に対する補助金とみなし、それを回避しようとするところにウェッブとの連続性を見出している。

以上から、ウェッブのナショナルミニマムと、レーン・メイドナー・モデルから、産業進歩の おおまかな定義が抽象できる。それは、

- 労働市場の状態の改善(主に賃金上昇による)から経済モデルの動向が開始されること
- 企業間競争のあり方を非賃金的要因に変化させること
- 企業や産業の生産性を上げること
- 賃金と生産性の累積的上昇過程を形成すること

である。それはまた見方を変えると、優良産業に優遇策などのポジティブなフィードバックを、 劣等産業にはペナルティなどのネガティブなフィードバックを与えるモデルであり、それが進歩 へのインセンティブとなっている。その際、特に低賃金に起因する貧困と、低賃金の経済経路の 形成を防ぐことに、重点が置かれている。

ウェッブと同じように労働市場を優良産業と劣等産業に分割し、失業保険の経済メカニズムを 分析したのがアトキンソンである。続く章ではアトキンソンの失業保険論を概観し、その中に産 業進歩のプロセスを見出す。

# 2 アトキンソンの問題意識

# 2-1 削減の進むイギリスの失業保険

アトキンソンが失業保険の分析をしているのは、Atkinson(1995)と Atkinson(1999)である。両著作とも福祉国家を分析対象としており、その背景には世界的な福祉国家批判、特にイギリスにおける福祉国家の後退がある。

アトキンソンは福祉国家の経済分析の必要性を、1990年代の福祉国家改革の政策論争に寄与することであると述べている。OECD 諸国では中央政府の抱える財政赤字の解決のために社会保障支出の削減が求められ、EU では国際競争力への影響のために社会的保護の見直しが行われていた。つまり、いかに社会保障を削減し、福祉国家を縮小するかが議論されていた中で、アトキンソンはその流れに対して経済学の立場から抵抗しようとしたのである。

その理論的前提をアトキンソンは2点挙げている。一つは福祉国家の役割は、それを達成しようとする諸目的との関連で評価されるべきであるというものである。果たしてその制度が無くして、本当に目的が達成されるのか、または制度単体ではなく、福祉国家の諸制度全体で効果を評価すべきではないか、諸制度の多様な目的の総体を視野に入れるべきではないか、ということを提起する。

もう一つは、福祉国家は経済の機能に悪影響を及ぼすとは前提しないことである。その主なものは労働市場の硬直性、政府の大きさの増大、累積赤字であるが、このような福祉国家に対するバイアスを除去して考察をするべきであろう。アトキンソンは、このような経済学における福祉国家に対するバイアスが、経済はもともと最善状態にあり、福祉国家による干渉が、それを阻害しているという見方にあることを指摘する。しかし現実には経済は最善状態にはなく、不確実性と不完全情報によって支配されており、そこでは所得移転が良い影響を与える場合もある。

結果として福祉国家が経済成長や効率に与える影響は、正でも負でもある。そもそも市場の失敗をはじめ、経済的な失敗の結果を受けて補完的な制度として福祉国家が存在しているのだから、福祉国家の機能を全否定するのは誤りだろう。経済がうまく機能するためには、正にも負にも作用する社会移転システムの、適切なデザインや制度設計こそが求められるのである。

イギリスでは 1980 年代に、所得分配の大幅な不平等化が観察されている。特に 1980 年代の半ば以降は、非就業者の相対所得が公的社会保障給付の削減によって大幅に下落している。それは国際的に比較をすると大きな変化だった。そのため、社会保障制度一般の分析ではなく、大きな所得格差の拡大を許したイギリスの社会制度の制度的特徴を組み込んだ、具体的な分析が必要となるのである。

# 2-2 制度的特徴の導入

アトキンソンは一般的な経済学において、失業保険の制度的特徴は無視されており、そのため

に失業保険の分析は誤った結論に導かれていると述べている。その制度的特徴を無視した前提を Atkinson(1995, 1999)において5つずつ挙げている。それぞれ若干異なる部分があるが、丸山 (2001) はそれらを以下の8つにまとめている。

- 給付は失業にいたった理由と無関係に支給される
- ・給付は失業したその目から、失業期間中全日支払われる
- 当人の求職活動の有無及び労働不能か否かにかかわらず、給付は支給される
- ・提示された求人を拒否してもペナルティは課されない
- 過去の雇用と関連する社会保険料拠出に関する条件は考慮されない
- 定額給付
- ・給付期間に制限はない
- 受給資格は家族の所得水準によって影響されない

しかし現実の失業保険には受給条件があり、経済学が前提としているように無条件で支給される わけではなく、条件を満たさない者は受給することができない。特に失業にいたった理由が怠業 による解雇の場合と、適職として紹介された職を断った場合は、失業保険の受給資格は失われ、 後に分析する効率賃金モデルは成立の前提を失う。また失業給付の削減は、その支給額の水準よ りも支給期間の削減によって行われるために、受給期間を無視することも現実的ではない。

岡(2004)によると、そもそも失業保険制度というものは、他の社会保障制度とは異なり、支給に際して本人の就労意思が必要とされ、求職活動を行うことでその有無を判断している。そのため、個々の失業者の求職活動を管理する、行政組織の存在が前提となる。また、適用に際しては他の社会保障制度とは異なり、リスクの解放まで支給されるのではなく、支給期間に固定的な制限が設定されている。

失業に関する所得制度は失業保険を中心に、失業保険の適用から外れた長期失業者を保護する 失業扶助制度、そして貧困者を救済する公的扶助制度の3層から形成されていることが多い。対 象者は失業者であるが、雇用を継続していながら労働時間の削減や労働日数の制限によって賃金 が減額された部分的失業にも、所得保障が適用される部分的失業補償が整備されている国もあ る。この部分的失業補償は最初から低賃金である場合や、賃金の減額のみの場合は有効ではない が、それらは労働組合が厳しく規制しているため、実質的には労使で合意された一時的な労働日 数や労働時間の削減に対応するための制度であると考えられる。

そのためイギリスの失業保険制度はかなり特殊な特徴を備えているといえる。イギリスの失業保険の給付額は定額であり、週あたりの支給となっている。また失業給付が期間満了となると、失業扶助ではなく、補足給付が適用される。この補足給付は扶助制度の一環であるが、所得調査があることが特徴であり、失業扶助というよりは生活扶助に近いものである。また対象者も失業者だけではなく、低所得者も含んでいること、給付水準も失業給付よりもかなり低いことから、失業給付を補完する制度ではなく、福祉的な公的扶助といえるだろう。

また北欧諸国に見られるような、失業給付の基礎給付も整備されていない、多くの国では失業

給付は定率給付であるが、従前の所得が少ないと支給額が少なくなってしまうため、一定の所得を保障するために設けられた最低限度の給付が基礎給付である。スウェーデンは標準報酬額の80%、フィンランドでは一日あたり122フィンランド・マズルカが保障されている(岡 2004)。このように所得の最低基準が定められていれば、給付額の不足によって受給申請を諦めたり、また拠出額の要件を満たさずに給付資格の適用除外とはならないだろう。このようなイギリスの特殊性を前提に、アトキンソンの分析を考察する必要がある。

# 2-3 失業保険の削減は失業を減らさない

アトキンソンはイギリス国民や経済学者たちの間に広がっている,失業保険の削減が失業を減らすという思い込みに対して反論を試みる. それは投票行動,経済分析の仕方,制度に内在する矛盾,の3点からの批判である.

まず Atkinson (1995) の第9章で、投票行動において失業保険の削減が支持された結果、イギリスでは失業の増大に対して不適切な給付を見直してセーフティネットの欠陥を修正するのではなく、制度の適用対象を厳格に絞り込むことによる、不寛容な運用による失業保険制度の削減によって対処されたことが報告されている。その原因として、

- 1) 自己利益の観点の弱い倫理的な投票行動
- 2) 雇用された有権者が多数派であり、少数者である失業者の利益を代弁しないこと
- 3) サッチャー保守政権によって、政治イデオロギーが変化したこと
- 4) 政治家の興味や対象が、公共部門や税の削減に変化したこと
- 5) 行政の社会保険部門から財政当局への権力の移動

の5点を挙げている。このような政治経済学的な大枠での構造的要因を指摘してから、アトキンソンは経済学と経済学者に焦点を当て、失業保険が削減される原因をより深く分析する。

第2に経済分析の仕方について、Atkinson(1999)第3章で経済学では一般的な方法である、完全競争による均衡モデルに制度的特徴を部分的に導入して、他の経済学者と同じ分析方法を用いて、失業保険の削減が必ずしも失業を減らすわけではないことを立証している。それによってアトキンソンは経済学者が暗に前提し、抱えているバイアスを浮き彫りにする。丸山(2001)もこの完全競争による均衡モデルを更に修正する形で分析を行い、アトキンソンと同じ結論であり、一般的な経済学者とは逆の結論である、失業給付の引き上げが雇用水準に対して正の効果を有することを論証している。

第3に失業保険制度に内在している矛盾が原因である。Atkinson (1995, 1999) は、実際の失業保険制度の制度的特徴を導入することで、失業保険制度に内在する失業保険に対する削減圧力の発生メカニズムを描き出している。その分析方法が2部門モデルによる分析である。

# 3 2部門モデルによる産業進歩のメカニズム

# 3-1 2部門モデルの方法と構造

アトキンソンは労働市場の2部門モデルを様々な研究を批判的に検討し、参考にして構築している。このモデルにおける経済は、第一セクターと第二セクターからなり、第二セクターに雇用されている労働者の方が好ましくない状態にある。第一セクターには効率賃金プレミアムがあり、市場賃金を超える額の賃金を支払うことで労働者を引きつけている。また、第一セクターの雇用は失業者のプールから補充され、第二セクターの労働者からは補充されないという前提がある。第二セクターは監視の行き届く小さい規模の企業を想定しているため、効率賃金に関する監視の問題はない。第二セクターの賃金は、失業者でいるか第一セクターで求職するかの選択で決まり、第二セクターでは労働に対して右下がりの需要関数が仮定されている。

失業者の求職行動はまず、条件の良い第一セクターの仕事を求めることからはじまる。失業者の求職と第一セクターの企業による求人には摩擦があり、全員が就職することは不可能なので失業が増える。第一セクターへの失業者の求職が多く、第二セクターへの求職が少ないために、第二セクターでは均衡賃金を上げることで求職を増やそうとする。すると第二セクターにおける賃金コストが増えるために、雇用量は減少する。

このような市場メカニズムが働く労働市場に、失業保険を制度的特徴を含めて導入し、その動態を分析する. Atkinson (1995) では、第 10 章で単純に失業保険を導入したモデルを、更に第 11 章で各部門内で雇用条件が違う労働者が併存しているモデルを考察している. また Atkinson (1999) では、単純に失業保険を導入したモデルを修正し、失業給付を削減した際の影響を考察している. 以下ではこれら 3 つの労働市場の 2 部門モデルを検討し、失業保険制度による産業進 歩の可能性を考察する.

## 3-2 産業進歩のしくみ

まず単純に失業保険を導入した労働市場の2部門モデルを考察する。失業保険をモデルに導入するにあたって、アトキンソンは制度的特徴として3点の条件を設定する。

一つ目は怠業による解雇は永久に無資格になるという仮定である。これによって失業給付を受け取ることのできる安全な失業と、失業給付を受け取れない安全でない失業を区別し、失業保険を受け取れなくなった労働者について分析することを可能にする。

またこの区別は、失業保険が適用されるセクターと、適用されないセクターの差異も分析可能にする。第一セクターは失業保険によって労働者にとってより魅力的になるので、賃金水準に影響を与えることになる。第二セクターでは賃金水準が、失業保険の適用資格の最低基準を下回ると仮定されているので、労働者は第二セクターを離職すると失業保険が給付されない失業者となる。

第二に失業給付の受給をしている失業者は、第一セクターの職の斡旋を断ると、失業保険の給付が打ち切られるという仮定である。第二セクターの職も、それが適職として提示されたら断れない。つまり必ず就職しなければいけない。同時に、条件の良い第一セクターの職を得る確率は、両セクターとも同じだと仮定されている。

第三に失業給付の給付期間終了の蓋然性は、給付を受けている全ての失業者が同じだという仮 定である.

以上の仮定から失業保険の導入を検討すると、失業給付の総給付が総賃金に等しかったとしても、失業をやめ、第一セクターの職に就くような積極的なインセンティブが存在する。これは失業保険制度が就労を阻害する反インセンティブを持つという一般的な見方を覆し、失業保険の運営に関して、重要な示唆を与えるものである。もし受給者が給付の期間満了や、資格の厳格化、あるいは第二セクターの雇用が適職だと提供されたとしたら、当然であるが失業保険の受給資格喪失ではなくて、第一セクターの雇用に移行しようとする。

失業保険が第一セクターの雇用を補足するものだとすると、失業保険の存在は職を失った時のコストを減らすので、第一セクターの雇用をより魅力的にする。そのため第一セクターの賃金水準は、失業保険の受給を期待する期間の増加に応じて下落する。しかし丸谷(2001)も指摘しているが、この点が分かりにくいところである。

また失業保険を考える上で、給付と拠出の関係を見るべきである。その際にアトキンソンは職の充足を示す値 J を、近似的に雇用水準を示す値として分析に用いている。J を示す方程式は以下である。

$$J = \frac{y - w_p}{r + \delta}$$
 (a)

y : 生産性の平均値

W<sub>D</sub> :第一セクターの賃金

r : 利子率

δ :第一セクターの職の終了確率

(a) 式にさらに失業保険の労働者負担拠出率(t,) を導入すると, 以下のようになる.

$$J = \frac{(y - (1 + t_r) w_p)}{(r + \delta)}$$
 (b)

(b) 式によって,雇用水準と第一セクターの賃金,第一セクターの職の終了確率,そして失業保険の拠出率の関係が示された。失業保険の存在は第一セクターにおいて賃金  $w_p$  を引き下げるので,それは雇用水準 J を増加させる.

失業給付の増加は第一セクターの賃金を引き下げることによって雇用水準 J を引き上げ、第二セクターから第一セクターへと雇用の転換を進め、総雇用の増加をもたらす。給付期間の増加も、同じように第一セクターの賃金を引き下げるので、第一セクターの雇用水準を引き上げ、雇用の転換を進める働きがある。つまり失業保険は第一セクターの雇用補助金として機能するのである。また拠出と給付の財政バランスを導入することで、雇主にとって第一セクターの低賃金は、拠出金を払いやすいものにするだろうことも推測できる。

逆にいうと、失業保険の拠出率の上昇は、雇用水準 J を減少させる。また、もし人々が第二セクターの職を受け入れなければならなくなるほど、失業保険の受給資格が厳格に運用されたら、雇用水準 J の値は下落する。つまり逆説的であるが、管理の厳格化は雇用水準を下げ、高失業を招き、失業保険の価値を下げることになる。

最後にアトキンソンは、給付の切り下げと厳格な管理による、失業保険の削減の影響を考察する。失業保険の削減によって第一セクターの魅力は減少し、賃金上昇圧力が高まる。すると賃金コストが増大するので第一セクターの失業者に対する求人が減らされ、雇用水準が下落する。それによって第二セクターに対する移動が起こり、結果として「よい仕事」から「よくない仕事」への労働移動が生じることとなる。

# 3-3 2部門モデルの修正と給付削減の影響

アトキンソンは Atkinson (1995) では、効率賃金を第一セクターに適用したのは不適切だった述べ、Atkinson (1999) でモデルの修正を行っている。モデル修正の理由は 2 点ある。まず第二セクターでいつも就職が可能だとすると、効率賃金が説明できないこと。そして怠業の可能性は第一セクターよりも、第二セクターのほうが適用するにふさわしいことの 2 点である。

そのため修正されたモデルでは怠業に基づいた効率賃金を、第二セクターの賃金に適用する。 第二セクターは第一セクターによって賃金水準が支配されており、効率賃金が設定されるが、解 雇のリスクがあり、怠業による解雇だと失業保険を受給できないという「よくない仕事」のセク ターである。

また、新しいモデルでは労働組合が積極的に関与する労働市場が描かれる。両セクターには非 自発的失業のリスクがあるが、第一セクターの職は労働組合が組織されており、第二セクターよ りも安全であるという前提である。また第一セクターの賃金は団体交渉で決定される。このよう に第一セクターは職の安全と賃金の安定が保障された「よい仕事」のセクターである。第一セク ターの求人は失業者で補充され、第二セクターからの引き抜きはない。

失業している失業保険の受給者には前のモデルから継続して、給付を受けられないリスクと、 求職活動をしないと給付を打ち切られるリスクの、2つのリスクが仮定されている。

今回の労働市場の2部門モデルでは、両セクターで異なる賃金決定方式がお互いの賃金水準に影響を及ぼす。第二セクターの賃金決定方式であるNSC(=怠業のない状態)では、第二セクターの賃金の値と、給付なしの状態の値の差で決定されている。また、効率賃金が設定されているので、第一セクターの賃金上昇が、第二セクターの雇主に賃金プレミアムを上げる圧力となる。第一セクターの賃金決定方式はWB(=団体交渉による賃金決定)である。

このような経済モデルにおける均衡失業の増加は、労働組合のある第一セクターへの失業者の求職が原因ではなく、効率賃金が設定されている第二セクターにおける賃金水準上昇を原因とする、第二セクターにおける雇用水準の低下のために生じる。また、2つのセクターの賃金の相違は、組合と雇用者の相対的な交渉力にもよるものであるが、2つのセクターの雇用状態にも依存

している.

アトキンソンはこのような賃金決定方式の異なる労働市場の2部門モデルを使い、失業給付の切り下げの影響を考察する。給付の削減は、給付水準の減少ではなく、期間の短縮や、資格の厳格化で行われている。

賃金交渉において失業給付の獲得や拡大は労働組合にとって大きな成果だが、逆に給付の削減は労働組合にとって後退となり、その分のより高い賃金水準を要求させる要因となる。つまり第一セクターにおける失業給付の削減は、第二セクターとの間に大きな賃金格差を導く。その賃金格差が第二セクターにおける効率賃金プレミアムの上乗せを誘発するため、さらなる賃金上昇を招き、雇用水準を引き下げる。このような失業給付の削減による累積的な賃金上昇と、それに伴う雇用量の減少のプロセスが考えられるので、経済学で一般に言われる失業給付や社会賃金の削減は、失業給付の削減が失業を増やすという逆説となる。

このような失業保険のメカニズムを明らかにした後、アトキンソンは失業保険制度のオルタナティブを考察する.

第一のオルタナティブは給付を第一セクターに限ることである。それは失業給付を団体交渉によってのみ獲得できるとするもので、北欧諸国で見られるような労働組合管理の失業保険制度である。ゲント制のことを念頭に置いているのではないかと考えられる。このような失業保険制度のもとでは、労働組合のない第二セクターの給付は0となり、失業給付は第一セクターへの事実上の雇用補助金となる。これは団体交渉による賃金決定において、労働組合に失業給付の拡大のインセンティブを与え、雇用打ち切りのリスクが減少するに従って賃金水準は下落する。逆に第二セクターでは、失業のリスクに対して賃金で対処することになるために、賃金水準は上昇し、雇用水準が下落する。これによって第二セクターの「よくない仕事」から、第一セクターの「よい仕事」への労働力の移行が生じるのである。また、第一セクターは失業保険、第二セクターは生活扶助というように、セクター間で異なる社会制度を発達させ、経済格差を助長する。

もう一つのオルタナティブは、給付を無条件にしたベーシック・インカムである。これは資格 要件による給付回避や、労働組合による賃金交渉の必要がない。また、怠業による資格不適合者 がいなくなるので、第二セクターの賃金プレミアムが大きくなる。

### 3-4 産業進歩と格差の拡大

最後にアトキンソンは Atkinson (1995) の第 11 章で、失業保険のある近代産業による近代 化セクターと、失業保険のない伝統セクターの 2 部門モデルを考察する。また近代化セクターに は雇用形態の異なる契約労働者がおり、雇用形態の違いについても考察する。

第一セクターは産業が発展したセクターで、そこでは労働者の努力をひきだすために効率賃金 プレミアムが支払われており、失業者を引きつけるようにしている。賃金水準は高いが労働者は 収入を賃金のみに頼るので、完全失業の甚大な影響を被るリスクがある。つまり失業は経済の近 代化の一側面として存在しているのであるが、これに対処することで国家の失業保険は、近代化 セクターへの雇用助成金として機能する.

第二セクターは農業や自営業などの伝統セクターで、仕事はいつでも見つかるが、賃金水準は低く、不完全雇用や季節雇用があり、労働者は生活を維持するために賃金のみには頼れない。また第二セクターは受給条件を満たさないため、失業保険を適用できない。つまり失業保険制度は普遍的な所得保障ではなく、近代化セクターを発展させる機能を持つのである。

OECD 諸国では終身雇用契約ではないような、柔軟な契約が増えている。しかし、労働組合では終身雇用労働者が多数を占めていて、失業のリスクが少ないために団体交渉では失業給付の増強を要求せず、逆に個人的な年金の上乗せへの関心が強くなる。このように社会保障制度内部でも、産業や雇用形態によって労働者間で利害関係が異なるのである。そのような利害関係をふまえて労働市場の2部門モデルはさらに詳細に検討される。

2つのセクターのうち第一セクターは近代化セクターであるが、終身雇用の労働者と契約労働者の2つの異なるタイプの雇用がある。終身雇用労働者には倒産のリスクがあるが、失業保険は適用され、退職年金による効率賃金プレミアムを受け取ることができる。一方で契約労働者は短期契約であり、退職金はなく、年金の権利もない。つまり効率賃金プレミアムがない。

もし財市場における需要が下落したら、企業は契約社員を解雇し、新しい終身雇用社員を募集しないことで対応をする。終身雇用の労働者は倒産以外では解雇されず、労働市場の調整は契約労働者を雇用の調整弁にして行われている。結果として契約労働者の解雇によって、失業が増加することになる。しかし失業保険の存在は終身雇用労働者の補助金として作用し、労働者における倒産の失職コストを減らすので、賃金水準を下げる。これによって雇主は雇用を増やすことが可能になるので、長期的には契約社員を終身雇用に替え、解雇を減らすというメカニズムが働くのである。

ただし一度失業した契約労働者は、第二セクターの賃金労働者になるか、収入が少なくて失業保険の資格条件を満たさないので、ミーンズテストの補足給付に落ちることを強いられる。解雇されない有利な終身雇用労働者は国家保険セクターにおり、よく解雇される不利な契約労働者は、下位のミーンズテストセクターにいるということが考察できる。つまり同じ第一セクターに所属する労働者でも、雇用形態によって適用される社会保障制度が異なり、階層化、序列化するのである。

このことからアトキンソンは社会保険制度というのは、ラディカルな再分配であるというよりは、労働市場の有利・不利を反映し、強化する不平等なものであると結論する。そして社会保険では不十分であるため、普遍主義的なベーシック・インカムへと考察を進めるのである。

### 3-5 失業保険による産業進歩論

以上の3つの労働市場の2部門モデルの分析から、アトキンソンの失業保険による産業進歩論を考察する.

まずアトキンソンの産業進歩論は、賃金水準が高い、失業保険制度が整備されている、労働組

合が組織されている、終身雇用制であるといった、「よい仕事」である第一セクターと、賃金水準が低い、失業保険が適用されない、労働組合が組織されていない、雇用の安全が確保されていないといった、「よくない仕事」の第二セクターとの対比で考察される。

まず、第一セクターに失業保険が導入されると、離職時のリスクが減少するので、その分の賃金を引き下げることができ、雇用が拡大し、第二セクターや失業者のプールから第一セクターに労働者が移動する。この労働移動によって、経済全体の賃金水準が上昇する。ここでは失業保険制度は失業のリスクを軽減し、労働移動を円滑にするための、雇用補助金の機能を果たす。

それに対して第二セクターは、第一セクターへと移動しようとする労働者を引きつけるために、効率賃金プレミアムを付加して、賃金水準を引き上げる。しかし賃金を引き上げた分だけ雇用量は減少するので、第二セクターで失業が発生し、その失業者たちはより賃金水準の高い第一セクターへと更に移動する。ここにおいて、失業保険と賃金水準との累積的過程を見出すことができる。

第一セクターは産業が発達した近代化セクターとして、第二セクターは農業などの伝統セクターとして想定されているので、第一セクターの方が生産性が高い。アトキンソンは財市場の様子や生産については特に考察をしていないが、そのため第一セクターと第二セクターの間の競争には、生産性の格差が想定されていない。しかし、利潤の蓄積とともにその差は拡大の一途をたどることは推測可能である。もし失業保険がイギリスのように定額給付ではなく、一般的な定率給付であれば、賃金水準の上昇、失業保険の給付水準の上昇、そして生産性の上昇という累積的な過程が形成されることを考察できる。

ただし懸念すべき点は終身雇用ではない労働者が存在すると、雇用の調整弁として位置づけられて賃金は上がらず、失業保険の給付を受けられないミーンズテストの生活扶助が適用される低処遇の労働者を、「よい仕事」であるはずの第一セクターの中に形成してしまうことである。失業保険は終身雇用制のもとで解雇のリスクのほとんどない組織労働者たちが、団体交渉でその水準をコントロールしているため、必要性を見出すことなく削減の対象となってしまうのである。失業保険の制度に内在する矛盾のために、失業保険に対する削減の圧力が生じているのである。

### 結論

本研究では、アトキンソンの労働市場における2部門モデルによる失業保険論を考察することを通じて、ウェッブやレーン・メイドナー・モデルに見られるような、産業進歩論の適用可能性を検討した。

第一章ではウェッブやレーン・メイドナー・モデルから、産業進歩論の定義を行った。それは 賃金水準の上昇による労働市場の改善から、企業間競争のあり方を非賃金的要因へと変化させ、 企業や産業の生産性を上げることで、賃金と生産性の累積的上昇過程を形成することである。

第二章ではアトキンソンの失業保険論を検討するにあたり、前提となる問題意識を概観した。

イギリスでは大量失業の発生に対して、失業保険の改革や拡充ではなく、削減によって対処したが、結果として所得分配の不平等が生じた。その政策的背景には、経済学における制度的考察の不足があり、制度の考察から失業保険が削減された必然性を指摘した。

第三章ではアトキンソンが考案した労働市場の2部門モデルから、失業保険が削減される制度 内在的な要因と、「よい仕事」から「よくない仕事」への労働移動の動態の分析を検討した。失 業保険は「よい仕事」への雇用補助金として機能し、賃金水準の引き下げを通して雇用を拡大 し、「よくない仕事」からの労働移動によって、経済全体の賃金水準を引き上げている。また、 「よい仕事」は生産性の高いセクターを前提しており、労働供給の増大によってますます生産性 が上昇するため、賃金と生産性の累積的上昇過程を読み取ることが可能である。

結論として、アトキンソンの失業保険論には、ウェッブやレーン・メイドナー・モデルと同様の産業進歩の思想や方法を見出すことが可能である。失業保険制度は制度設計が適切であれば、所得の平等化を進め、同時に経済の効率化を推進する機能を有していることを明らかにすることができた。産業や雇用形態の違いから格差の拡大のメカニズムと、失業保険制度による所得の平等化の動態を描き出した、アトキンソンの労働市場の2部門モデルは、現実世界の経済を見る視座を明るくするものだろう。

アトキンソンは最終的に失業保険制度は普遍主義的ではないとして、ベーシック・インカムの 導入を主張するが、それはイギリス独自の不平等な制度的特徴によるものである。アトキンソン 自身も可能性として言及しているゲント制や、あるいは北欧諸国に見られるような普遍主義的な 性格を持つ基礎給付制度も、モデルに導入して検討すべきである。また、失業保険の導入が賃金 水準を下落させるというアトキンソンの前提も、改めて検討が必要である。失業保険の導入や給 付水準の拡大に応じて、労働組合が賃金水準の下落を選択、あるいは容認するとは必ずしも断言 できず、むしろそのような事態は例外的なのではないかと指摘できる。今後の課題としたい。

# 参考文献

Atkinson, A.B. (1995) *Incomes and the Walfare State*, Cambridge UP. (丸谷冷史訳 2001 『アトキンソン教授の福祉国家論 I 』晃洋書房)

Atkinson, A.B. (1999) The Economic Consequences of Rolling Back the Walfare State, MIT Press.

Atkinson, A.B. (2015) *Inequality: What can we done*?, Harvard University Press. (山形浩生・森本正 史訳 2015『21世紀の不平等』東洋経済新報社)

Demaziere, Didier and Pignoni, Maria-Teresa (1998) *Chomeurs: Du silence a la revolte*, Hachette Litteratures. (都留民子監訳 2003『行動する失業者―ある集団行動の社会学―』法律文化社)

Engels, Friedrich (1883) Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft. (大内兵 衛訳 1986『空想より科学へ』岩波書店)

Marshall, Alfred, 1920, *Principles of Economics*. (永沢越郎訳, 1997,『マーシャル経済学原理 第四分 冊』岩波ブックサービスセンター)

Marx, Karl & Engels, Friedrich (1962) Karl Marx-Friedrich Engels werke, Band 23, Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie. Erster Band. Buch 1: Der Produktionsprozeβ des Kapitals. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin. (大内兵衛・細川嘉六

監訳 1962『資本論(第1巻第2分冊)』大月書店)

Webb, Sidney & Beatrice (1897) *Industrial Democracy, Lngmans & Green.* (高野岩三郎訳 1990『産業民主制論』法政大学出版局)

宇仁宏幸(2009)『制度と調整の経済学』ナカニシヤ出版.

江里口拓(2008)『福祉国家の効率と制御一ウェッブ夫妻の経済思想一』昭和堂.

江里口拓 (2010)「ウェッブ夫妻とスウェーデン福祉国家―『国民的効率』構想からレーン・メイドナー・モデルへ―|『社会福祉研究 (12)』愛知県立大学.

岡伸一(2004)『失業保障制度の国際比較』学文社.

都留民子 (2003)「社会保障研究にとっての失業者研究」ドマジエール,ディディエ・ピニョニ,マリア = テレーザ『行動する失業者―ある集団行動の社会学―』法律文化社. (Demaziere, Didier and Pignoni, Maria-Teresa 1998 Chomeurs: Du silence a la revolte, Hachette Litteratures.)

ピケティ、トマ(2015)「序文 平等な社会に向けた現実的なビジョン」『21 世紀の不平等』東洋経済新報社. (Atkinson, A.B. 2015 *Inequality: What can we done?*, *Harvard* University Press.)

丸谷冷史(2001)「A.B.Atkinson の福祉国家論:福祉国家の経済分析をめぐって」『国民経済雑誌(184)』 神戸大学 .

宮本太郎(1999)『福祉国家という戦略―スウェーデン・モデルの政治経済学―』法律文化社.